

## 「ALPS 処理水に係る海域モニタリング専門家会議」開催要綱

## (目的)

第1条 令和3年4月13日に決定された「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」に、海域モニタリングを強化・拡充することが盛り込まれたことに基づき、政府の「モニタリング調整会議」及び同会議の下に設置された「海域環境の監視測定タスクフォース」における海域モニタリングの検討及びその実施について、助言等を行うことを目的として「ALPS 処理水に係る海域モニタリング専門家会議」（以下「専門家会議」という。）を設置する。

## (役割)

第2条 専門家会議は、次に掲げる事項について確認・助言するものとする。

- (1) 環境省及び原子力規制委員会等が実施する海域モニタリングの地点、頻度、手法（測定核種、測定下限、測定対象物等）などの妥当性
- (2) (1)の海域モニタリングの結果に関する科学的・客観的な評価
- (3) その他海域モニタリングに関する事項

## (構成)

第3条 専門家会議は環境省から依頼された専門家をもって構成する。

## (運営)

第4条 専門家会議は、座長が議事進行を行う。

- 2 座長は、環境省が委員の中から選出する。
- 3 座長は、必要に応じて、委員以外の専門家等に対し、専門家会議への出席を求めることができる。
- 4 座長は、自らが専門家会議に出席できない場合、委員の中から座長代理を指名することとする。
- 5 専門家会議は、原則として公開とし、議事については議事概要を公開するものとする。なお、資料についても原則公開とするが、公開することが不適切なものについては座長の判断で非公開にできる。
- 6 事務局は、座長の了解を得て、必要な者を会議に出席させることができる。

## (事務局)

第5条 専門家会議の事務局は、環境省水・大気環境局に置く。

## (その他)

第6条 前条までに定めのない事項で、専門家会議の運営に必要なものについては、別に定める。

## (附則)

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。